

トータル保険だより

2015年4月号



(有)トータル保険がみなさんにお届けするニュースレターです。

《発行元》

有限会社トータル保険

平成27年4月1日 第228号

〒997-0853 鶴岡市小淀川色田69-28

TEL:0235-25-1315 FAX:0235-25-1064

URL: <http://total-hoken.net/>

小さな天使

三年前の冬。

その日は朝からとても寒い日でした。夕方になり、私は夕食の仕度のため、台所に立つと、足の先からじわじわと冷たくなり、厚手の靴下をはいていても、いっこうに効果はなく、あたたかい靴下に氷のような足が包まれているようでした。

そこで、そばに置いてあった石油ストーブに火をつけ、また仕度をしたのですが、やはり、足は少しもあたたかくなり、あまりの冷たさに思わず、「あー、足が冷たいなあ」と、独り言を言いながら、夕食の仕度に追われていました。

突然、ふくらはぎにじわーっとあたたかいものが触れたので、私は驚いて下を見ると、当時、三歳だった息子が私の足元に座り込んで、私を見上げ、とっても嬉しそうな顔をして、自分の小さな両手を私の足にあてているではありませんか。私は、「えっ？」と思っていると、

「チャーチャン(当時、息子は私のことを、おかあさんとは言わず、こう呼ぶことが好きだった)、あし… あったかいかな？」と、聞いたのです。私は息子の一言で、この子が私のために何をしてくれようとしたのか、すべてわかりました。

「うん！とってもあったかいよ」と言いながら、息子の顔を一生懸命見ようとしますが、涙でぼやけて見えませんでした。すると、息子は立ち上がり、もみじのような小さな両手を、そばにあるストーブの上にかざし、しばらくの間ジーンツとしていてから、すばやく、また私の足にあてたのです。おそらく、さっきもこうしてあたためた自分の両手を、私の足にあててくれたのだと思います。

「チャーチャン、もう、あし… あったかくなったか？」と聞くので、「うん！すごくあったかくなったよ。ありがとう！」と言って、しゃがみこみ、息子をぎゅっと抱きよせると、息子は、さっきよりもっと嬉しい顔をして、「また、あしがつめたくなったらゆうてよ、しんちゃんのを、チャーチャンのあしに何回でも、あててあげるからな」と、言ったのでした。とつてもとつても、寒い日でしたが、私の心と足は、ぽっかぽかになりました。

私は、息子とのこの出来事を思い出した際に、今でも胸が熱くなり、息子の一言一言が、心の中に染み渡り、涙があふれそうになるのです。この日の出来事は、私にとって、生涯忘れられない思い出になりました。当時三歳だった息子も、春には小学校へ入学します。



備えあれば憂いなし

鼠ヶ関 M・Iさま

疋田さんに、はじめてお会いしたのは二年前。

それまで火災保険について深く考えたこともなく、

「加入していればいいや」という軽い気持ちでした。

しかし、東日本大震災があったから、

「家の保険、地震の時使えるの？」そんな私の不安を解消してくれたのが、疋田さんでした。家の価値・現在の保険料など、私の質問に懇切丁寧に答えてくれた時気持ちが一変と軽くなりました。これが仕事と言ってしまうと、それまでですが、主人を亡くし、年寄った両親と暮らす私にとって、どれだけ有難かったか・・・

備えあれば憂いなし

本当に有難うございました。これからも宜しく願います。

乗り物に酔うのは、自律神経失調症の一つといわれています。乗り物から感じる揺れや傾き、加速・減速などが内耳に与える刺激と、目に映る景色や体で感じる情報との調和が取れなくなり、感覚に混乱が生じることで起こります。このほか、ストレスや不安などの精神的な問題も原因の一つと考えられており、過去に乗り物に酔ったことがある場合、それがトラウマとなるケースもあります。乗り物に酔うと、頭痛、めまい、吐き気、嘔吐などの症状があらわれます。乗り物に乗っていることが原因なので、可能であれば乗り物から降りることが一番ですが、難しい場合は窓を開けて外の新鮮な空気を吸ったり、リラックスできるような体勢をとりましょう。そのまま眠れるよ

- うであれば寝てしまうのも一つの方法です。吐き気があるときは我慢せず吐いたほうが楽になる場合もあります。
 - 酔いを防ぐポイント
 - 前日には十分な睡眠をとり、寝不足の状態に乗らないようにする。
 - 体を締め付けるような服は避け、ゆったりとリラックスできる服を選ぶ。
 - 空腹時や食事をした直後に乗ることは避ける。
 - なるべく揺れが少ない場所に座る。
 - 進行方向と同じ方向を向いて座る。
 - 乗り物の中で読書やゲームはしない。
- ※複数人で出かける場合は、事前に自分が乗り物に酔う可能性があることを伝えておき、サポートを頼んでおくと安心です。



◆営業時間

朝9時から夜7時まで

◆お手伝いできること

- ・家計の見直し（生命保険・火災・自動車保険全般）
- ・住宅ローンアドバイス、ライフプラン作成、遺言アドバイス、相続アドバイス（生命保険の活用含む）

◆主な資格

ファイナンシャルプランナー（AFP）
認定保険代理士
相続診断士
住宅ローンアドバイザー



サラリーマン川柳

- ① うちの嫁 後ろ姿は フナッシー
- ② もの忘れ べんりな言葉 「あれ」と「それ」
- ③ 妻不機嫌 お米と味噌汁 「お・か・ず・な・し」
- ④ 帰宅して うがい手洗い 皿洗い
- ⑤ おもてなし 受けてみたいが あてもなし

日本全国三三、六〇五句の中から選ばれた優秀100句。第27回サラ川を彩る傑作の数々をご紹介します。今回は第一位から第五位をご紹介します。



えふぴーカフェ:暮らしとお金のミニ情報



◆新社会人のみなさまへ

4月から新しく社会人になれる方、おめでとうございます。アルバイトの経験はあっても正社員は初めてという方がほとんどかと思しますので、お給料が楽しみです。お給料からは、主に税金と社会保険料が天引きされます。まず、4月のお給料からは、所得税と雇用保険の保険料が控除されます。所得税は所得の額に応じて国に納める税金のことで、1月から12月までの1年間で計算しますが、毎月のお給料から概算で徴収されます。雇用保険は、失業した場合などに給付を受けるための制度です。

また、多くの会社では、5月から健康保険と厚生年金の保険料が控除されます。健康保険は、今までは家族のものを使っていた方が多いかと思いますが、これからは自分の保険証を持つこととなります。厚生年金は老後のための老後給付や、障害者になった場合の給付、死亡した場合に遺族に対しての給付が行われる制度です。住民税は、国税である所得税に対して住んでいる都道府県、市区町村に支払う税金です。前の年の所得に対してかかるため、今年入社された方のお給料から控除されるのは来年の6月頃からになります。

社会人として、自分が納めている税金や支払っている保険料などを理解することは大事なことです。

ファイナンシャルプランナー・相続診断士・住宅ローンアドバイザー：大川 淳